特定建設工事共同企業体協定書

(目的	5)			
第1条	当共同企業体	本は、次の事業を共同選	重携して営むことを目的と	する。
(1)四日市	市・発注に係る	る 石原南五味塚線	(磯津橋)橋梁整備工事	■_(当該工事内容の
変更に	:伴う工事を含	含む。以下、単に「建設	役工事」という。) の請負	
(2)前号[こ付帯する事績	業		
(名 科	7)			
第2条	当共同企業係	本は、	特定建設工事共同企業体	本(以下「当企業体」
という	う。) と称する	0		
(事務所	「の所在地)			
第3条	当企業体は、	事務所を		に置く。
(成立の)時期及び解制	枚の時期)		
第4条	当企業体は、	平成 年 月	日に成立し、建設工事の	D請負契約の履行後3
ヵ月り	人内を経過する	るまでの間は、解散する	ることができない。	
2 建設	公工事を請け り	負うことができなかっ <i>†</i>	たときは、当企業体は、前	前項の規定にかかわら
ず、当	á該建設工事に	こ係る請負契約が締結さ	された日に解散するものと	する。
(構成員	員の住所及び名	吕称)		
第5条	当企業体の構	成員は、次のとおりと	する。	
	住	所		
	商号又は名			
	住	所		
	商号又は名			
(代表者	首の名称)			
第6条	当企業体は、			代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び 監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金(前払金及び部分払金を 含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

 %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、______銀行______支店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員 に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成 員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

- 第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。
- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、 残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している 出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、 前条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

	外1社は、育	前記のとおり
	特定建設工事共同企業体協定を終	辞結したので、
その証拠としてこの協定書3通を作成し、	、各通に構成員が記名押印のうえ、	1 通を四日市
市に提出し、他は各自所持するものとす	3 .	
平成 年 月 日		
住所		
商号又は名称		
代表者職氏名		ED
住所		
商号又は名称		

代表者職氏名

印

委 任 状

四日市市長 井上 哲夫 様

共同企業体の名称	特定建設工事共同企業体	
共同企業体構成員		
住所		
商号又は名称		
代表者職氏名	ED	
共同企業体構成員		
住所		
商号又は名称		
代表者職氏名	ED	
下記の者を代理人と定め、	における	
次に掲げる一切の権限を委任する。		
受 任 者		
共同企業体代表者		
住所		
商号又は名称		

印

委 任 事 項

代表者職氏名

- 1.契約金、保証金の請求受領すること。
- 2.復代理人を選任すること。

使 用 印 鑑 届

次の印鑑を使用します。

共同企業体の名称	特定建設工事共同企業体
共同企業体代表者	
住所	
商号又は名称	
代表者職氏名	
(社 印)	(代表者印)
共同企業体構成員	
住 所	
商号又は名称	
代表者職氏名	
(社 印)	 (代表者印)